

令和5年9月27日(水)・9月28日(木)

防災地域建設委員会資料

付託議案

【条例案】

第109号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(消防総務課)・・・P1

【一般事件案】

承認第5号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]
《令和5年度島根県一般会計補正予算(第3号)》
(消防総務課)・・・P3

【予算案】

第91号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第5号) [関係分]
(消防総務課)・・・P6

報告事項

1. 令和5年度島根県総合防災訓練について
(防災危機管理課)・・・P9
2. 島根原発2号機の審査等の状況について
(原子力安全対策課)・・・P10
3. 令和5年度島根県原子力防災訓練について
(原子力安全対策課)・・・P11

防災部

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例について (高圧ガス保安法の改正に伴う市町村への事務の権限移譲)

1. 改正理由

高圧ガス保安法に基づく事務のうち、高圧ガスの製造の許可、届出の受理、許可の取消し、高圧ガス販売事業の届出の受理など 59 の事務について権限移譲計画に基づき市町村（消防本部）に権限移譲している。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正法」という。）により、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を経済産業大臣が認定する「認定高度保安実施事業者制度」が創設された。このことに伴い、市町村に権限移譲する事務を追加する必要がある。

また、現行の認定完成（保安）検査実施者制度（以下「現行認定制度」という。）が3年後（令和8年度）に廃止されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2. 条例の改正内容

(1) 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、認定高度保安実施事業者制度に係る次の事務を市町村への権限移譲計画に基づき市町村に権限移譲すること。

- ① 製造のための施設等の変更の工事又は製造の方法の変更の届出の受理
- ② 危害予防規程の提出の要求

(2) 現行認定制度の廃止に伴う規定の整理

- ① 認定完成（保安）検査実施者に係る完成（保安）検査の記録の届出の受理の事務を市町村に権限移譲している事務から削除すること。
- ② その他規定の整理

3. 施行期日

2の(1) 改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

2の(2) 改正法の施行の日から3年後（令和8年度）の日（以下「現行認定制度の廃止の日」という。）

4. 経過措置

改正法の規定によりなお従前の例によることとされた現行認定制度の認定の有効期間内における認定完成（保安）検査実施者の検査の記録の届出は、現行認定制度の廃止の日以後（最長で3.5年間）も、引き続き市町村において処理する。

(別紙)

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の概要 (条例改正関係)

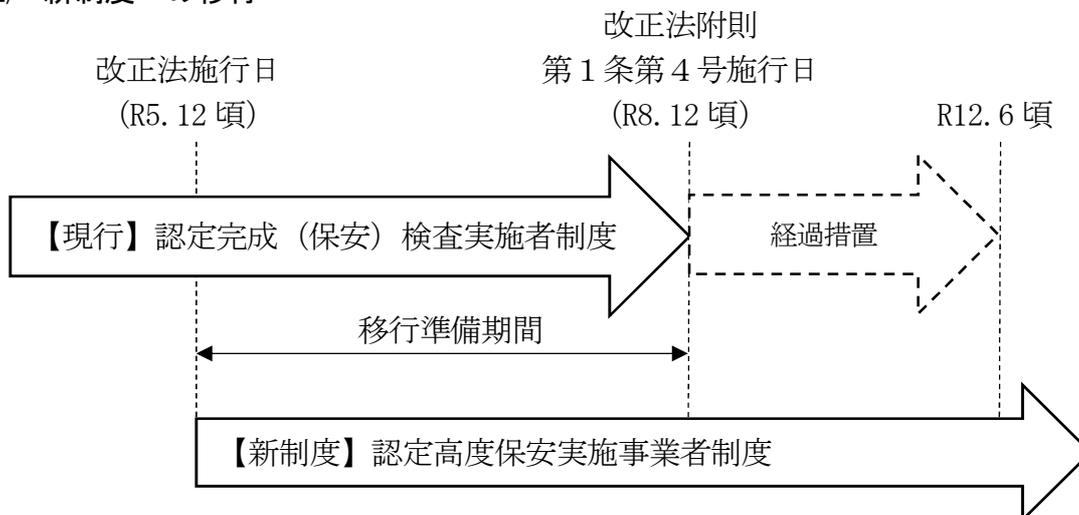
認定高度保安実施事業者制度の創設及び認定完成 (保安) 検査実施者制度の廃止

(1) 制度の比較

_____は2の(1) _____は2の(2)

主な項目	【原則】	【現行】	【新制度】
		認定完成 (保安) 検査実施者制度	認定高度保安 実施事業者制度
製造施設等の変更	許可 (法第14条第1項)		<u>届出 (法第39条の21第1項)</u>
	重要なもの		
軽微なもの	届出 (法第14条第2項)		記録・保存 (法第39条の21第2項)
完成検査	受検 (法第20条第3項)	<u>自ら検査した記録の届出 (法第39条の11第1項)</u>	自ら検査した記録の保存 (法第39条の22第2項)
危害予防規程	届出 (法第26条第1項)		<u>要求があった場合に提出 (法第39条の23)</u>
保安検査	受検 (法第35条第1項)	<u>自ら検査した記録の届出 (法第39条の11第2項)</u>	自ら検査した記録の保存 (法第39条の27第1項)

(2) 新制度への移行



【承認第5号議案】

防災地域建設委員会資料
令和5年9月27日・9月28日

令和5年度島根県一般会計補正予算（第3号） [関係分]

〈令和5年7月28日専決処分〉

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,658,230	0	1,658,230
防災危機管理課	523,816	12,200	536,016
原子力安全対策課	2,238,371	0	2,238,371
合計	4,420,417	12,200	4,432,617

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概	要	予算科目	
						款	項目
消防総務課	1,658,230	0	1,658,230				
防災危機管理課	523,816	12,200	536,016				
1 震災・風水害等災害対策事業費	54,966	12,200	67,166	島根県被災者生活再建支援事業	12,200千円	2	6 2
原子力安全対策課	2,238,371	0	2,238,371				

令和5年7月8日からの大雨災害に係る補正予算について

1. 島根県被災者生活再建支援制度の概要

市町村が被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した場合に、県が当該市町村に対して経費の5/10を補助し、全市町村が共助により4/10を負担する。
 (被災市町村の負担は1/10)

2. 支援額等

被害程度 (住家の損害割合)	再建方法	最大支援額	県負担額 (1/2)
全壊 (50%以上)	建設又は購入、補修、賃借	300万円	150万円
大規模半壊 (40%以上50%未満)	建設又は購入、補修、賃借	250万円	125万円
中規模半壊 (30%以上40%未満)	建設又は購入、補修、賃借	100万円 (実費上限)	50万円
半壊 (20%以上30%未満)	補修	100万円 (実費上限)	50万円
準半壊 (10%以上20%未満)	補修	40万円 (実費上限)	20万円

3. 補正予算額 12,200千円

4. 専決処分日 令和5年7月28日

【第91号議案】

防災地域建設委員会資料
令和5年9月27日・9月28日

令和5年度島根県一般会計補正予算（第5号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
消防総務課	1,658,230	16,023	1,674,253
防災危機管理課	536,016	10,278	546,294
原子力安全対策課	2,238,371	61,612	2,299,983
合計	4,432,617	87,913	4,520,530

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概	要	予算科目	
						款	項目
消防総務課	1,658,230	16,023	1,674,253	【財源】一般財源:16,023			
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	26,371	8,501	34,872	一般職員	3人→3人	2	1 1
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	92,385	28,941	121,326	一般職員	13人→16人	2	6 1
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	29,635	▲ 21,419	8,216	一般職員	4人→2人	7	2 1
防災危機管理課	536,016	10,278	546,294	【財源】一般財源:10,278			
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	84,136	10,278	94,414	一般職員	12人→14人	2	6 1
原子力安全対策課	2,238,371	61,612	2,299,983	【財源】国:57,136 一般財源:4,476			
1 人件費 一般職給与(企画総務費)	14,386	8,298	22,684	一般職員	2人→3人	2	2 1
2 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	50,308	11,452	61,760	一般職員	7人→8人	4	1 1
3 人件費 一般職給与(環境保全費)	127,980	▲ 15,274	112,706	一般職員	20人→17人	4	5 2
4 島根原子力発電所設置に伴う地域振興事業費	344,215	7,000	351,215	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業費の増		2	2 2
5 原子力安全対策事業費	676,982	50,136	727,118	環境放射線測定調査事業費などの増		4	5 2

島根原子力発電所設置に伴う地域振興事業について

1. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の地域振興計画

(1) 交付金の概要

- ① 目的：原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（再稼働など原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域等に与える影響を考慮して交付されるもの）を活用し、原子力災害時の避難の実効性の向上を図ると同時に、住民の生活利便性の向上や地域振興につながる取組を加速する事業を地域振興計画に基づき実施
- ② 交付限度額：10億円
- ③ 交付期間：計画が国に承認された日の属する会計年度から三会計年度内（令和5年度～7年度）

(2) 地域振興計画（案）の概要

- ① 県事業：道路防災対策事業（交付金5億円）
 - ・ 県管理道路において、落石対策、舗装整備を実施
 - ※落石対策は令和6年度から実施
- ② 市事業：原子力災害時の避難の実効性の向上を図る事業（交付金5億円）
 - ・ 配分額：松江市3億円、出雲市1億円、安来市0.5億円、雲南市0.5億円
 - ・ 市道の舗装整備、支障木伐採、側溝整備、橋りょう修繕等を実施
 - ※松江市、出雲市、雲南市は令和6年度から実施

(3) 事業スケジュール

令和5年9月 地域振興計画（案）を国審査委員会にて審議
10月 計画大臣承認、交付金交付申請予定
12月 交付決定見込み

2. 補正予算事業内容

- (1) 県管理道路（2路線）の舗装整備 10,000千円
- (2) 安来市が実施する事業（舗装整備1路線）への補助 7,000千円

3. 補正予算額

7,000千円 ※2.(1)については、別途公共事業予算に計上

令和5年度島根県総合防災訓練について

1. 目的

災害対策基本法第48条及び島根県地域防災計画に基づき、安来市との共催で住民及び防災関係機関が参加する実動訓練を実施することにより、相互の協力・連携を強化するとともに、地域防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。

2. 日時

令和5年10月29日（日）10:00～12:30

3. 会場

中海ふれあい公園、伯太採石場、安来第一中学校、松江港、安来港及び中海

4. 内容

梅雨前線停滞に伴う大雨を想定した住民の避難訓練及び被災者の救助・救援訓練

- ① 地元住民による避難訓練
- ② 避難所の開設・運営訓練
- ③ 警察及び消防による土砂埋没車両からの救助訓練
- ④ 孤立地区避難住民の海上輸送及びヘリコプターによる傷病者等の搬送訓練
- ⑤ 災害協定を締結している民間企業による物資の輸送訓練
- ⑥ 防災展示コーナーの開設 等

5. 参加機関・団体（50団体（予定））

島根県警察、鳥取県警察、安来市消防本部、第八管区海上保安本部、陸上自衛隊第13偵察隊、陸上自衛隊第304施設隊、陸上自衛隊第13飛行隊、中国地方整備局、松江地方气象台、島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部、日本赤十字社鳥取県支部、島根県社会福祉協議会、安来市消防団、安来市住民 ほか

島根原発2号機の審査等の状況について

1. 主な経過

- 令和3年9月15日 原子力規制委員会が原子炉設置変更を許可
- 令和4年6月2日 知事が県議会で事前了解をする旨を表明
- 令和5年8月30日 原子力規制委員会が設計及び工事の計画を認可
- 令和5年9月11日 中国電力（株）が原子力規制委員会へ使用前確認を申請

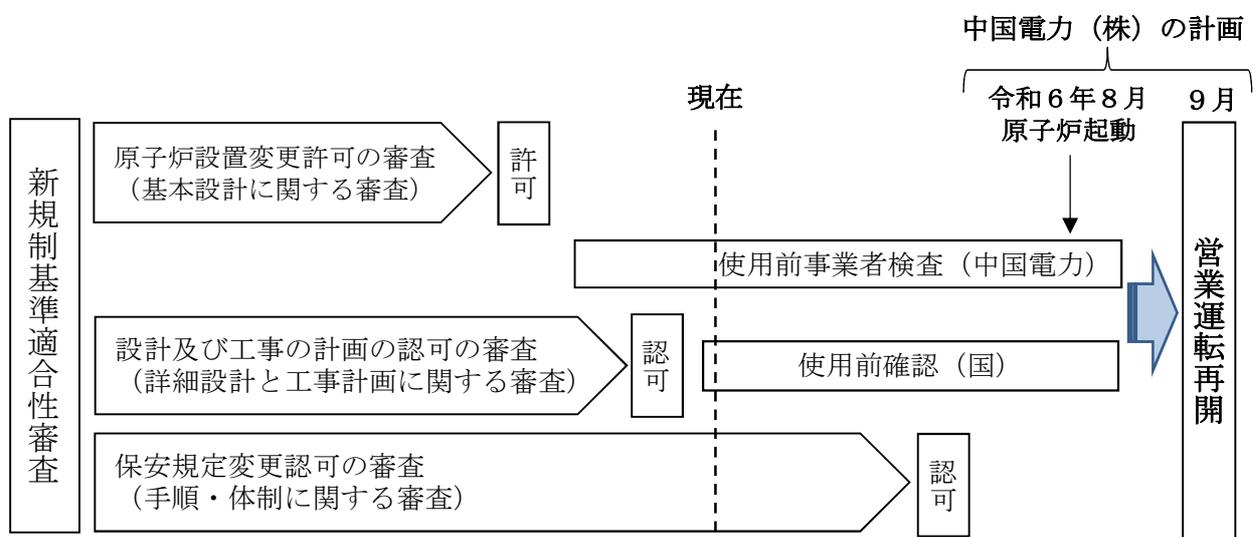
2. 今後の予定

- (1) 保安規定変更認可申請については審査中
- (2) 現場では安全対策工事を実施中（令和6年5月完了予定）であり、並行して新設機器等の使用前の検査を実施中（使用前事業者検査）
- (3) 原子力規制委員会は、この検査が適切に実施されていることを確認（使用前確認）
- (4) 上記(1)～(3)の新規制基準適合性審査に係る対応とは別に、機器等の高経年化技術評価結果を保安規定に反映するための審査も別途実施中

3. 県の対応

- (1) 引き続き審査状況を注視するとともに、安全対策工事に伴う機器据付や性能試験等の状況を確認
- (2) 燃料装荷や原子炉起動など、運転再開までの主要なタイミングで都度現場に立ち会い、機器操作や検査等の状況を確認

【参考：島根原発2号機の新規制基準適合性に係る審査及び検査の状況】



(※) 高経年化技術評価に関する審査も別途実施中

令和5年度 島根県原子力防災訓練について

1. 概要

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立、防災業務関係者の技術習得及び住民参加による原子力防災に対する理解の向上等を目的として実施

2. 日程・訓練項目

訓練日	主な訓練項目
10月19日 (木)	① 自治体等の初動対応訓練 ② 学校・保育所等の避難措置等訓練 ③ 緊急時モニタリング訓練
11月5日 (日)	① 緊急速報（エリア）メールによる広報訓練 ② 住民避難訓練 ・ 松江市、出雲市、安来市及び雲南市の住民が県内外へ 実動避難 ③ 避難退域時検査訓練

（その他個別訓練）

- 9月30日（土） 実動組織（自衛隊）による空路・海路避難措置訓練
- 11月7日（火） 社会福祉施設の避難措置等訓練（UPZ圏内）
- 11月8日（水） 病院の避難措置等訓練
- 11月9日（木） 社会福祉施設の避難措置等訓練（PAZ圏内）

3. 参加機関

国、2県6市、地域住民、自衛隊、各警察本部、学校、病院、社会福祉施設、中国電力株 ほか

4. 重点項目

- (1) 住民避難広報と連携した実動避難訓練
 - ・ 地区別広域避難計画パンフレットを活用した住民避難訓練の実施
- (2) 多様な主体と連携した実動避難体制の確認
 - ・ 「原子力防災に関する協力協定」を締結した中国電力株や、国、実動組織等関係機関と連携した避難体制についての確認
- (3) 避難行動要支援者の避難手順の確認
 - ・ 複数の社会福祉施設における訓練の実施及び他施設からの見学の受け入れ